

「コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会」 会則

<第1章 総則>

第1条 (名称)

この協議会は「コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会」（以下「本会」という。）と称する。

第2条 (所在)

本会の事務所は、兵庫県豊岡市に置く。

第3条 (目的)

本会は、城崎温泉への空飛ぶクルマの社会実装とそれに向けた取り組みを通じて、豊岡市をより「訪れたいくなる」、「住みつづけたくなる」、「働きたいくなる」憧れのまちにすることを目的としたプロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）を実施するために必要な事項について協議し、本プロジェクトを実行することを目的とする。

第4条 (活動内容)

本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める活動を行う。

- (1) 本プロジェクトの進捗管理
- (2) 本プロジェクトに関する情報共有
- (3) 本プロジェクトに関する要望・陳情の収集とその情報共有
- (4) 本プロジェクトに関する外部への情報発信
- (5) その他本プロジェクト実施に関連し必要とする活動

<第2章 役員>

第5条 (役員構成)

本会に次の役員を置き、定数を次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 監事 1名

第6条 (役員を選任)

本会の役員は本会則第16条で定める総会で選任する。

第7条 (役員職務)

会長は本会を代表し、本会の会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。監事は、本会の財務を監査する。

第8条（役員任期・解任）

役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 本会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の承認決議を経て、その役員を解任することができる。この場合において、本会は、当該総会開催日の30日前までに、対象となる役員に対し、その旨を書面にて通知し、かつ、承認決議の前に弁明する機会を与える。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第9条（事務局の設置）

本会の総会における決定事項の執行、会員管理、会計、連絡調整等の業務は事務局が行う。本会は、事務局の業務の適正な執行のため、事務局長を置く。事務局長は、事務局の業務を総括する。

第10条（名誉会長）

本会は、会長が総会の承認を経て、本会における権限・責任を伴わない名誉会長を若干名置くことができる。

第11条（オブザーバー）

会長は、本会における活動について意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

<第3章 会員>

第12条（会員の区分）

本会は、正会員および賛助会員をもって組織する。

- (1) 正会員とは、本会の目的に賛同し、本プロジェクトに積極的に参加する個人、法人または団体とする。
- (2) 賛助会員とは、本会の目的に賛同し、本プロジェクトを支援する個人、法人または団体とする。

第13条（入会）

正会員または賛助会員として本会への入会を希望する者は、所定の申込書を事務局に提出し、総会の承認を得る必要がある。

第14条（退会）

本会の正会員または賛助会員は、退会届を提出することにより任意に本会から退会できる。また、正会員または賛助会員が個人の場合において、当該本人が死亡したときは本会を退会したとみなす。

第15条（会員資格の喪失）

本会の正会員または賛助会員が本会の目的に反する行為をした場合、或いは正会員または賛助会員として不適当と認められる場合は、総会の議決により除名することができる。この場合、本会は、当該正会員または賛助会員に対して除名議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

＜第4章 会議＞

第16条（総会）

総会は本会の最高意思決定機関とし、年1回定期に開催する。また、会長が必要と認めた場合、または正会員の3分の1以上から請求があった場合は、臨時総会を開催できる。

第17条（議決）

本会の正会員は、総会においての議決権を有する。

2 総会の議決は、出席者の過半数の賛成による。ただし、本会則の改正および本会の解散は出席正会員の3分の2以上の賛成を要する。

＜第5章 会費・資金＞

第18条（会費）

本会は、総会の議決を経て、別に定める会費規程により、正会員および賛助会員から会費を徴収することができる。

第19条（資金）

本会の運営資金は、正会員および賛助会員からの会費および、補助金（正会員または賛助会員が採択されているものを含む）、寄付等によって賄う。

第20条（会計管理）

本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、会計報告は総会で承認を受ける。

＜第6章 会則の改正＞

第21条（会則の改正）

本会則の改正は、総会において出席正会員の3分の2以上の賛成をもって行う。

＜第7章 解散＞

第22条（解散）

本会は、総会において出席正会員の3分の2以上の賛成をもって解散することができる。

第23条（残余財産の帰属）

本会が解散した際に残余財産がある場合は、総会の議決により公共団体または本会の目的に類似する団体に帰属させる。

＜第8章 機密保持＞

第24条（機密情報）

本会則において「秘密情報」とは、本会の活動を通じて会員が入手した情報のうち、次の各号に掲げるものをいい、会長が管理責任者となる。事務局は情報管理を徹底する。なお、本条において

「開示者」とは、対象となっている秘密情報を開示した会員を指し、「受領者」とは、その秘密情報を受領した会員を指す。

- (1) 個人情報
 - (2) 報告書、議事録、図面、仕様書、データ、写真、映像、サンプル、電子情報など、その形式の如何を問わず、また書面であると口頭その他の方法によることを問わず、秘密であることが明示されて開示された一切の情報。但し、情報の開示が口頭で行われた場合には、開示者が開示から 10 日以内にその内容を特定し、秘密であることを明示して書面にて受領者に通知した情報をいう。
 - (3) 本会の目的に関する会員間の交渉の内容およびその存在
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報に含まれない。
- (1) 知り得た時点で、既に公知となっていた情報
 - (2) 知り得た時点で、開示者から秘密情報にあたらぬ旨の通知を受けた情報
 - (3) 知り得た後、会員の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (4) 第三者から、秘密保持義務を課されることなく適法に入手した情報
- 3 秘密情報は、会員間でのみ共有し、本会の目的以外に使用してはならない。
- 4 秘密情報は、無断で第三者に開示または漏えいしてはならない。ただし、第三者への情報開示が必要な場合は、開示者の同意を得る。
- 5 前項の規定にかかわらず、会員は、法令に基づき司法機関または行政機関の要請により、秘密情報の開示を要求された場合、必要最小限の範囲内で秘密情報を開示できる。この場合、当該開示を行う会員は、事務局に対して速やかにその旨を通知する。
- 6 この規定は、会員が退会し、または本会が解散した後も 3 年間、その効力を有する。

<第 9 章 その他>

第 25 条 (運営の透明性・公平性)

本会の運営にあたっては、協議事項、意思決定方法、協議結果の公表方法、会計の取扱い等を明確にする。

第 26 条 (協議結果の尊重義務)

本会の総会において協議が調った事項について、会員はその協議結果を尊重し、誠実に対応する。

(附則)

本会則は、2025 年 9 月 25 日から施行する。

本会則は、2026 年 6 月 1 日から施行する。